

別記様式第3（第1条の2関係）

地震防災規程送付書

令和 年 月 日

岡 崎 市 長 殿

住所 法人にあっては
主たる事務所の所在地 岡崎市〇〇町〇〇丁目〇番地

氏名 法人にあっては
その名称及び代表者の氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 岡崎 太郎

作成

地震防災規程を したので、大規模地震対策特別措置法第8条第2項の規定により
変更
送付します。

ただし、記載事項については南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する
特別措置法第8条第2項の規定に基づいています。

施設又は事業の名称	〇〇〇〇ビル (大規模地震対策特別措置法施行令第4条第 号該当)		
施設の場合にあっては当該施設の所在地	岡崎市〇〇町〇〇丁目〇番地		
施設又は事業の概要	複合(16項イ)		
連絡先	住所	岡崎市〇〇町〇番地〇	
	担当者名	〇〇 〇〇〇	電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇

南海トラフ地震防災規程

令和〇年〇月〇日作成

(目的)

- 第1条 この計画【規程】は、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震応急対策に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。
- 2 記載事項については南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に準ずる。

(組織)

- 第2条 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、消防計画に記載の、自衛消防隊編成表（別添4）に準ずる。

(隊長等の権限及び業務)

- 第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時は、次の措置を講ずるものとする。
- 一 通報連絡班に地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。
 - 二 南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - 四 従業員を（例）駐車場に集合させ避難させること。
 - 五 前号に掲げるほか、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

- 第4条 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時及び地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び通報連絡班長にその旨を報告するものとする。

(通報連絡班の業務)

第5条 通報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- 二 隊長の指示に基づき、地震、津波、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表又は隊長の指示に基づき、建物内の避難経路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制)

第7条 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- 一 隊長は必要に応じて職員を参集し地震防災隊を立ち上げ、通報連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表を各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

(南海トラフ地震臨時（巨大地震警戒）発表時の体制)

第8条 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は以下の措置を講ずるものとする。

- 一 災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 二 避難誘導班は、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客や従業員等の保護を行う。避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は消防計画に基づく。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の体制)

第9条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された際には以下の措置を講ずるものとする。

- 一 災害応急対策に係る措置としては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間を、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 二 各班は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

(その他不測の事態)

第10条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けけるものとする。

(訓練)

第11条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第12条 隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 二 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 三 地震に関する一般的な知識
- 四 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 五 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出された場合に従業員等が果たすべき役割
- 六 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 七 今後地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第13条 隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 二 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 三 正確な情報入手の方法
- 四 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 五 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 六 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(大規模地震対策特別措置法との関係)

第14条 この規定は、大規模地震対策特別措置法第7条第1項に基づく応急計画を含むものとする。